

富津市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例

逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）の推進についての基本理念を定め、市の責務並びに市民、自治会等及び事業者の役割について明らかにするとともに、犯罪を未然に防止する環境の整備に関する事項等を定めることにより、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

【説明】

この条例の制定目的を定めたものです。

犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するには、市民、自治会や防犯活動を行う団体、また事業者との連携・協力が不可欠であることから、基本理念を定め、市の責務、市民、自治会等及び事業者の役割を明らかにし、犯罪を未然に防止する環境の整備に関する事項等を定めることにより、市民が安心して暮らすことのできる、安心して子育てできる地域社会の実現を図ることを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 自治会等 区、自主防犯団体その他市内において地域的な協働活動を行う団体をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (4) 関係行政機関等 市内を管轄する警察署その他の防犯に関する活動を行う行政機関及び団体をいう。

【説明】

本条は、この条例における用語の意義を明確にしたものです。

- (1) 「市民」とは、安全で安心なまちづくりには、富津市に関わる多くの人の連携・協力が必要なことから、富津市に住民登録しているかを問わず、在住する者とし、また在勤・在学する者を含めることとしました。
- (2) 「自治会等」とは、区、地縁団体や自主的な防犯活動（防犯パトロール等）を行う団体のほかに、婦人会、老人クラブ、PTA、子ども会等の地域的な協働活動を行う団体をいいます。
- (3) 「事業者」とは、市内に事務所、店舗、工場等を有し、事業活動を行う法人・個人をいいます。
- (4) 「関係行政機関等」とは、防犯に関する活動を行う、富津警察署、国、千葉県、その他の行政機関及び富津市防犯協会などの団体をいいます。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守るという自立の精神及び地域の安全は地域で守るという相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会を形成する必要性を市民等（市民、自治会等及び事業者をいう。以下同じ。）が自ら認識することを基本として、推進されなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、市及び市民等がそれぞれの責務及び役割を認識し、相互に緊密な連携を図りながら協働することにより、推進されなければならない。

3 安全で安心なまちづくりは、他者の権利に配慮して推進されなければならない。

【説明】

本条は、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とするという第1条の目的達成のため、本条例の基本理念を明確に示すことにより、本条例のあり方を方向づけるものです。

第1項では、自助・共助の考え方を基本とし、推進するものとしています。

第2項では、市の責務、市民等の役割を認識して、相互に緊密な連携を図りながら協働することにより、推進するものとしています。

第3項では、互いを監視し合うような過剰な防犯行動は、地域の関係を萎縮させたり、他者の権利を侵害する恐れもあるため、他者の権利に配慮して推進するものとしています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全で安心なまちづくりの推進のため、次の施策を実施するものとする。

- (1) 防犯意識の高揚のための啓発活動及び情報提供
- (2) 犯罪のない地域社会を形成するための環境整備
- (3) 自治会等が自主的に行う防犯活動への支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりに必要な施策

【説明】

本条は、市が果たすべき責務を定めたものです。

基本理念に基づき次に例示するような事業を実施するものとしています。

- (1) 防犯意識の高揚のための啓発活動及び情報提供
 - ・ 出前講座の実施、広報紙やホームページ等による情報提供
 - ・ 児童生徒への日常的な防犯教育
- (2) 犯罪のない地域社会を形成するための環境整備
 - ・ 防犯上危険な箇所のパトロール・点検及び改善
 - ・ 道路・公園の植栽の剪定による見通しの確保その他死角を作らない工夫
 - ・ 青色防犯パトロール車の貸し出し、ドライブレコーダーの整備
 - ・ 関係行政機関等や団体との連携による防犯に関する情報の連絡網の整備
 - ・ 犯罪抑制を目的とした防犯カメラの設置
 - ・ 警察によるパトロール強化の要望や連携の強化

(3) 自治会等が自主的に行う防犯活動への支援

- ・富津警察署から提供される犯罪発生状況の提供
- ・自主防犯団体への用品の提供や相談業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりに必要な施策
その他市長が必要と認めるものについて施策を講じるものとします。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らの安全を確保するために必要な知識を修得し、互いの尊重と協力の下、安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【説明】

本条は、市民の役割を定めたものです。

第1項では、防犯に対しての知識・理解を深め、市民一人ひとりが自らの安全を守り、互いに協力して安全で安心なまちづくりの推進するよう求めるものです。

第2項では、市が実施する施策に協力するよう求めるものです。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり、地域の防犯力を高めるために自ら積極的に活動し、安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

2 自治会等は、市が実施する安全で安心なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【説明】

本条は、自治会等の役割を定めたものです。

第1項では、自治会や自主防犯団体、婦人会、老人クラブ、PTA、子ども会等は、地域の防犯力を高めるために積極的な活動をお願いし、安全で安心なまちづくりの推進に努めてもらうこととしています。

第2項では、自治会等には、市が実施する施策に協力するよう求めるものです。

自治会等の活動は特に地域の防犯力を高めることに繋がることから、積極的な活動に期待しています。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、事業活動を行うに当たって犯罪の防止に配慮し、安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【説明】

本条は、事業者の役割を定めたものです。

第1項では、事業者も地域の一員として、事業活動をするうえで、事業所環境を整備したり、従業員教育を行うなど、犯罪を防止するために必要な配慮を求めるものです。

第2項では、事業者には、市が実施する施策に協力することを求めるものです。

(関係行政機関等との連携)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、関係行政機関等と緊密な連携を図るものとする。

【説明】

本条は、関係行政機関等との連携を定めたものです。

市が安全で安心なまちづくりを推進に当たっては、関係行政機関等と情報交換や合同で活動するなど、緊密な連携を図って進めるものとします。

不審者情報など関係行政機関等が各々の立場で得た情報を相互に提供し、共有することで、連携して対策を講じるものとします。また、警察署が実施する詐欺や空き巣対策などの講話の機会の提供等、連携・協力していきます。

(犯罪弱者への配慮)

第9条 市は、子ども、女性、高齢者、障がい者その他の防犯上の支援を特に要する者(以下「犯罪弱者」という。)の安全に配慮した施策を実施するよう努めるものとする。

2 市民等は、犯罪弱者が地域において安心して暮らすことができるよう、その配慮に努めるものとする。

【説明】

本条は、特に犯罪において弱者となる子ども、女性、高齢者、障がいのある方などに対し、安全に配慮する必要性を定めたものです。

第1項では、市は犯罪弱者の立場に立った、危険箇所の改善など安全に配慮した施策を実施するものとします。

第2項では、市民等に、犯罪弱者に対する配慮を求めるものとします。

(土地又は建物の適正な管理)

第10条 市内において土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者は、当該土地又は建物が犯罪の温床にならないよう、適正な管理に努めるものとする。

【説明】

本条は、放置された土地や空き家等の適正な管理を促すことを定めたものです。

雑草や樹木が繁茂し、死角を作っている土地や容易に入れてしまう空き家など、犯罪の温床にならないよう、土地又は建物の所有者、占有者、管理者に適正な管理を求めるものとします。

ペナルティはありませんが、市は必要に応じて、防犯上の適正な管理を依頼することがあります。

(公共施設の整備及び管理)

第11条 市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備及び管理を行うよう努めるものとする。

【説明】

本条は、市の施設における、防犯上の整備及び管理を定めたものです。

市は、当然に犯罪の防止に配慮して公共施設を整備及び管理していきます。

なお、用途を廃止した（使用しなくなった）施設は、「公共施設」ではありませんが、第10条と同様に犯罪の温床にならないよう適正に管理するものとしします。

(補則)

第12条 この条例に定めるもののほか、安全で安心なまちづくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【説明】

本条は、安全で安心なまちづくりを推進するに関する手続きや方法など、必要な事項については、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【説明】

本条の施行は公布の日からとします。